

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算受託契約の解約の報告)</p> <p>第28条の6 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当取引所に報告しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約<u>(第5号に掲げる解約を除く。)</u></p> <p style="padding-left: 2em;">当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 非清算参加者と他社清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合において、当該条件に該当したことをもって非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約（以下「特例解約」という。）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">当該特例解約の意思の申し出を受けた後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。</p> <p>(指定清算参加者を指定していない場合の措置)</p> <p>第42条の4 当取引所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合<u>(指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合を除く。)</u>においては、当該非清算参加者の当該指定をしていない清算資格に係る有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(特例解約が行われた場合の措置)</u></p> <p>第42条の5 当取引所は、非清算参加者が指定清算参加</p>	<p>(清算受託契約の解約の報告)</p> <p>第28条の6 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当取引所に報告しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約</p> <p style="padding-left: 2em;">当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(指定清算参加者を指定していない場合の措置)</p> <p>第42条の4 当取引所は、非清算参加者が指定清算参加者の指定をしていない場合においては、当該非清算参加者の当該指定をしていない清算資格に係る有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新 設)</p>

者の指定をしていない場合（指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の特例解約により指定清算参加者でなくなった場合に限る。）においては、当該非清算参加者の当該指定をしていない清算資格に係る有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するため並びに信用取引に係る未決済勘定を解消するため必要とする限度において、当取引所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消並びに信用取引に係る未決済勘定の解消を行う範囲内において、なお当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

付 則

この改正規定は、平成20年12月26日から施行する。